

京都市告示第180号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成19年 8月 6日

京都市長 榎本 頼兼

- 1 土地区画整理事業の名称
伏見西部地区土地区画整理事業
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
伏見区納所下野の一部
- 3 縦覧場所
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）